

新型コロナウイルス感染症対策特集

も市も 緊急支援策を実施

- ・ 感染症防止対策の取り組みへの給付金
- ・ 事業全般に広く使える給付金
- ・ テイクアウト・デリバリー事業への支援金
- ・ 新製品開発・販路開拓等の経費に対する補助金

8月3日から申請スタート

県の感染症対策等
支援事業費補助金

岩手日報一関ビルに申請サポート会場開設

家賃支援給付金(国)

目次

2-7 新型コロナウイルス感染症対策補助制度

8 お知らせコーナー

給付金の申請もれはありますか？

詳細は当所までお問い合わせください。

補助制度① ～感染防止対策～

8月3日から
申請受付スタート!!

(県)

感染症対策等支援事業費補助金

感染症対策にかかる「飛沫感染防止の亚克力板やビニールカーテン、非接触式体温計や消毒液の購入」などの経費に補助が受けられます。また、飲食店が新たに業態転換(テイクアウトや宅配等)に要した経費も対象です。

対象者

- ①および②に該当する事業者
 - ①中小企業者又は個人事業主
 - ②来店型の店舗を県内に有する事業者
 - ・飲食業・小売業・サービス業
 - ・宿泊業・道路旅客運送業
- ※中小企業者を構成員とする団体も可

補助額

10万円を上限に実費(実際に支払った金額)を補助

補助対象期間

令和2年4月～12月

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も支払いの確認ができれば対象

対象となる対策事例



亚克力板



センサー式の水道蛇口



ビニールカーテン



テイクアウトメニュー表作成

補助対象経費 ※消耗品費の申請上限は3万円です。

【感染症対策】

設備費	センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用エアコン・空気清浄機の導入
工事費(付帯工事を含む)	抗ウイルス用塗料を用いる内装工事、カウンター席の導入、テーブル移設
器具備品費	ビニールカーテンや亚克力板の購入、衝立・パーテーションの設置、アルコール消毒液ポンプスタンド設置、非接触式体温計の購入、ゴーグル、フェイスシールド
清掃費	外部清掃事業者による徹底的な店内消毒作業
消耗品費	マスク、手袋、消毒液、除菌シート、ハンドソープ

【業態転換】

販売促進費	メニュー表・チラシ・ポスター等の製作、看板・のぼり等の購入、ホームページ作成委託
車両費	宅配用バイクリース料、台車
器具備品費	Wi-Fi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材、運搬容器、ショーケースの購入
工事費	放冷詰め合わせ設備または配膳設備
手数料	宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料
消耗品費	弁当容器、箸、おしぼり、ビニール袋

申請書類

書類	備考
補助金申請書兼請求書(様式第1号)	
支出(購入)した経費が実際に支出されていることがわかる書類	領収証、レシート、発注・契約書等の写し(支出した経費の①支払者と支払先、②内容や数量、③支出金額、④支払日が確認できるもの)
受取口座通帳の写し	通帳の表面(①店番号、②口座番号)、通帳の2面(③名義(カタカナ))が記載された面
【法人の場合のみ】 法人登記事項証明書または法人番号が分かる資料の写し	法人番号指定通知書、法人番号公表サイトの検索結果画面の画面印刷等
【個人事業主の場合のみ】 代表者の確認書類(公的機関が発行する証明書等の写し)	運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード(個人番号カード)等

申請期間 令和2年8月3日(月)～令和3年1月8日(金)

申請先 一関商工会議所 本所・各支所

新型コロナウイルス感染症対策

(市)

感染防止リフォーム取組事業者補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業等が感染症防止対策のために実施する店舗等の改修に要する経費について補助が受けられます。

対象者

市内に店舗または事業所があり、①または②に該当する事業者

- ①市内の中小企業者（中小企業基本法第2条1項の個人も含む）
- ②特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、医療法人、中小企業等協同組合法に基づく組合等

補助対象期間 令和2年8月17日(月)～令和3年3月19日(金) ※完了報告期限

補助対象経費

感染リスクを低減させる工事費（本工事、付帯工事、機械器具設置、測量及び試験）で次の工事

- ①内装工事（間仕切り設置、レイアウト変更、感染防止のための抗菌資材を使用した工事）
- ②衛生設備工事（非接触型トイレ自動洗浄、便座自動開閉設備、洗面所自動水栓、高機能換気設備への改修、網戸設置）
- ③その他設備工事（非接触型自動ドア、センサー式照明への改修）
- ④テレワークルームへの改修工事（防音壁、防音サッシ（Wi-Fi環境の整備費は除く））
- ⑤空調設備工事（上記①～④のリフォームとあわせて行う高機能エアコンへの改修）

※対象外経費 解体、撤去、備品購入費、用地費 等

※施工業者は、一関市内に本店を有する法人または一関市内に住所を有する個人

補助額 対象経費（30万円以上）の1/2 上限額100万円

申請期間 令和2年8月17日(月)～12月18日(金)

申請先 一関市役所（一関市新型コロナウイルス感染症対策本部 経営支援班）

(市)

感染防止取組事業者支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、影響を受けている飲食業者等の感染防止対策への取り組みに対し、給付金が支給されます。

対象者

市内に店舗または事業所があり、下記1～6のいずれかの業種に該当する中小企業者（フランチャイズチェーン店を除く）または特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、中小企業等共同組合法に基づく組合等

- 1. 飲食店、喫茶店（移動販売は、市内に代表者住所がある場合に限る）
- 2. 貸切りバス業
- 3. タクシー業
- 4. 自動車運転代行業
- 5. 河川遊覧船業
- 6. 映画館

※飲食店

〈対象となる例〉飲食店、料理店、喫茶店、フードコート、キッチンカー、イートインのある菓子・パン店（喫茶店等の営業許可を受けている場合に限る）等

〈対象外の例〉コンビニエンスストア、スーパーマーケット（店舗内に独立して営業する場合は除く）、露天商、自動販売機 等

給付額 一律20万円（1事業者1回限り）

申請期間 令和2年7月1日(水)～9月30日(水)

申請先 一関市役所（一関市新型コロナウイルス感染症対策本部 経営支援班）

補助金申請や経営相談については、お気軽に一関商工会議所へご相談ください!!

補助制度② ～事業継続・家賃補助・テイクアウト支援～

(国)

家賃支援給付金

7月14日から
申請受付スタート!!

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃の負担軽減を目的として、事業者に対して給付金が支給されます。



対象者

令和2年5月から12月の間に①②のいずれかにあてはまる法人または個人事業者

- ①いずれか1ヵ月の売上が前年の同じ月と比較して**50%以上減っている**
- ②連続する3ヵ月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して**30%以上減っている**

給付額

法人**最大600万円**、個人事業者**最大300万円**

※給付額の算定方法

申請日の直前1ヵ月以内に支払った賃料(月額)をもとに算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円 + [支払賃料の75万円の超過分 × 1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円 + [支払賃料の37.5万円の超過分 × 1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

申請先・方法

基本はインターネット申請です。インターネット申請が難しい方は、下記サポート会場で申請するか、一関商工会議所までお問い合わせください。

方申請法の

1 「家賃支援給付金」ホームページにアクセス。

2 手続き用ログインIDとパスワードを登録します。

3 マイページから各種情報を入力し、必要書類を添付してください。

法人

申請の前に準備!

個人

- 確定申告書類(確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え)
- 売上が減った月・期間の売上台帳など
- 賃貸借契約書の写し
- 3ヵ月間の賃料の支払い実績を証明する書類
・口座通帳の表紙および1・2ページ目の写し
- 誓約書

- 確定申告書類(確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え)
- 売上が減った月・期間の売上台帳など
- 賃貸借契約書の写し
- 3ヵ月間の賃料の支払い実績を証明する書類
・口座通帳の表紙および1・2ページ目の写し
- 本人確認書類の写し(運転免許証、個人番号カード等)
- 誓約書

申請期間

令和2年7月14日(火)～令和3年1月15日(金)

申請サポート会場

インターネット申請が難しい方は、下記サポート会場でも申請できます。

会場: 岩手日報一関ビル(一関市大手町3-40) 時間: 9:00～17:00(土日・祝日も開設) ※事前予約が必要です
[サポート会場予約窓口 TEL 0120-150-413 受付時間 9:00～18:00]

問合せ先

家賃支援給付金コールセンター TEL 0120-653-930

新型コロナウイルス感染症対策

(国)

持続化給付金

新型コロナウイルスの感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の円滑な継続を目指すため、**事業全般に広く使える給付金が支給**されます。

対象者

中小法人、個人事業者等のうち、

- ①事業継続の意思があり
- ②前年同月比で**事業収入が50%以上減少した月があること**

給付金(上限)

法人事業：200万円

個人事業：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

申請期間

令和2年5月1日(金)～令和3年1月15日(金)

申請先・方法

申請用ホームページから電子申請する
下記メールアドレスを登録後、必要書類データを添付して申請する
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



問合せ先

持続化給付金コールセンター TEL 0120-115-570

(市)

中小企業経営 継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者を対象に、**事業全般に広く使える給付金が支給**されます。

対象者

①～③全てに該当する事業者

①市内の中小企業者

- ・法人は、市内に事業所や店舗があり、事業を営んでいること(会社法上の会社等とする)
- ・個人事業主は、市内に住所があり、事業を営んでいること、または、市内に事業所や店舗があり、事業を営んでいること(農林漁業は除く)

②令和2年4月から7月のいずれかひと月の売上が、前年同月と比較して30%以上減少している事業者

③令和2年7月1日時点で創業していること

給付金

一律10万円(1事業者1回限り)

申請期間

令和2年5月18日(月)～9月30日(水)

申請先

一関市役所

(一関市新型コロナウイルス感染症対策本部 経営支援班)

(市)

テイクアウト事業補助

市内に店舗を有する飲食店経営者が、新規に行うテイクアウト事業及びデリバリー事業の取り組みに支援が受けられます。

対象者

①～③に該当する事業者

①飲食店経営者

②令和2年4月1日現在、市内に店舗を有する者

③令和2年2月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たにテイクアウト事業またはデリバリー事業を開始した者

対象経費

令和2年4月1日から9月30日までに要した経費(経費例)

- ①消耗品費(購入費が3万円以内の物品。容器、箸、使い捨てスプーン等の購入費用)
- ②委託費(チラシ、メニュー等の作成委託費用)
- ③手数料(営業許可を追加取得するための費用)
- ④広告宣伝費(チラシ配布、看板製作、ホームページ改修等の費用) など

補助上限額 6万円(各店舗1回限り)

申請期間

令和2年7月1日(水)～10月30日(金)

申請先

一関市役所

(一関市新型コロナウイルス感染症対策本部 経営支援班)

(県・市)

事業所家賃補助

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の事業継続を目的として、家賃の一部に補助が受けられます。

対象者

①～③に該当する事業者

①一関市に事業所を有する中小企業者

②次のいずれかに当てはまる中小企業者

- ・4月から9月の間のいずれかひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している
- ・申請した月に休業し、その月の売上が前年同月と比較して50%以上の減少が見込まれる
- ・令和2年2月から令和2年9月の間のいずれかの連続する3ヵ月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少している

③小売業、飲食業、宿泊業およびサービス業を営む者

補助額

賃借料の3/4 上限額10万円/月

補助対象期間

令和2年4月から9月までの連続する3ヵ月以内

申請期間

令和2年5月18日(月)～11月2日(月)

申請先

一関市役所

(一関市新型コロナウイルス感染症対策本部 経営支援班)

補助金申請や経営相談については、お気軽に一関商工会議所へご相談ください!!

補助制度③ ～販路開拓・雇用対策～

(県) ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小ものづくり企業が、中長期的な将来の動きを見据え、自社の競争力を強化し景気回復後の業容拡大等を図る取り組みに要する経費に対し、補助金が交付されます。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている資本金の額が10億円未満のものづくり事業者

補助額

補助率 1/2 上限 300万円

補助対象期間

交付決定日(9月下旬以降予定)～令和3年2月28日(日)

対象事業

補助事業者が**自社の競争力を強化**するために主体的に実施する事業で、次のいずれかに該当するもの

- ・製品や強み技術の開発・改良
- ・生産・製造技術の効率化・高度化
- ・その他、自社の競争力強化に資するもの

※本事業は、**ソフト事業(競争力強化に繋がる取り組みそのもの)**に対する支援を行うものであり、設備投資は対象としません。また、事業内容の全部または大部分を他に外注または委託する事業も対象としません。

補助対象経費

直接人件費、旅費、原材料・消耗品費、外注加工費、ソフトウェア開発費、使用料、技術指導費、教育研修費、委託費 等

申請期間

令和2年7月27日(月)～8月26日(水)

申請先

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

(市) 中小企業販路開拓等支援事業費補助金

中小企業者が新製品開発及び販路開拓等に要する経費に対し補助が受けられます。

対象者

- ①令和2年4月1日現在、市内に事業所を有し事業を営む中小企業者
- ②新製品開発事業・販路開拓事業を開始する者で、令和3年1月31日までに事業が完了する者
- ③令和2年2月以降のひと月において、売上が前年同月と比較して15%以上減少している者

対象経費

新製品開発事業：原材料費等、機械装置・工具器具費、技術・開発指導費、外注委託費、産業財産権購入費
販路開拓事業：広告宣伝費、調査費用、委託費

補助額

新製品開発事業：補助率 2/3 上限額 50万円
販路開拓事業：補助率 2/3 上限額 30万円

申請期間

令和2年7月30日(木)～8月11日(火)

申請先

一関市工業労政課

新型コロナウイルス感染症対策

(市) 正社員緊急雇用 対策給付費

新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた求職者等を正規に雇用した事業者に給付金が支給されます。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者等を、令和2年4月1日から令和3年2月28日までに正規雇用者として雇い入れた市内の企業の事業主

申請期間

令和2年8月17日(月)
～令和3年3月1日(月) (予定)

支給額

雇用者1人当たり30万円

申請先

一関市役所
(一関市新型コロナウイルス感染症対策本部 経営支援班)

(市) 雇用創出対応事業所 改修事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた求職者等を正規に雇用するため、市内の企業等が事業所の増築または改修に要した費用に対して補助が受けられます。

対象者

上記の求職者等を雇用するために、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、必要となる事業所の増築や改修を行った市内の企業の事業主

申請期間

令和2年8月17日(月)
～令和3年3月1日(月) (予定)

補助額

補助率 1/2
雇用者1人当たり100万円(上限)
1事業主当たり1,000万円まで

申請先

一関市役所
(一関市新型コロナウイルス感染症対策本部 経営支援班)

(市) 立地企業等 創業支援特別給付費

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今後の需要の増加が見込まれる業務を行う企業で、当市の施設を有効活用し、新たに事業所を整備した企業に対し給付金が支給されます。

対象者

テレワークの導入促進を支援する企業やコールセンター、感染防止を目的とする製品を製造する企業などで、令和3年3月までに市の施設に事業所を整備し、令和5年3月までに常用雇用者を50人以上採用しようとする企業

対象期間

未定(事業所の整備は令和3年3月までに実施)

支給額

入居施設の賃借料相当額の3ヵ年分

申請先

一関市工業労政課

(市) 雇用調整助成金 申請事務費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業が、雇用調整助成金の受給手続き書類の作成に要した委託経費の一部に補助が受けられます。

対象者

市内の中小企業

補助額

委託経費の1/2以内 上限額54万円

補助対象経費

令和2年4月1日～9月30日の期間内に解雇等を行わず休業等を実施し、その休業等に対し雇用調整助成金を受けた場合に、その受給手続きのために書類作成を委託した経費

申請期間

令和2年7月1日(水)～令和3年2月1日(月)

申請先

一関市役所
(一関市新型コロナウイルス感染症対策本部 経営支援班)



今年の地ビールは、お店で乾杯しよう！

参加店で全国の地ビールと旬の食材のおつまみを堪能しましょう。期間中参加店をばしごして、スタンプを集めると豪華景品があたるかも？

開催期間：7月31日(金)～8月31日(月)

※参加店でのご感染症対策にご協力をお願いいたします。
※店舗によって、提供する地ビールの種類などが異なりますので、参加店情報をご覧ください。

お気軽にご相談ください

岩手県事業引継ぎ支援センター 定期移動相談会のお知らせ

「後継者がいない」「事業の引継ぎに不安がある」「M&Aに関心がある」など中小企業の皆様の事業引継ぎに関する相談を専門家がお受けします。専門家については、国が設置する支援機関「岩手県事業引継ぎ支援センター」が対応いたします。

日程 8月18日(火) 時間 11:00～15:00
場所 当所3階「小会議室」

岩手県よろず支援拠点 出張相談会のご案内

日程 一関会場(会場：当所本所)
令和2年9月10日(木)
千厩会場(会場：当所千厩支所)
令和2年10月6日(火)

時間 10:00～16:00(1事業所1時間程度)

対応 岩手県よろず支援拠点所属コーディネーター

内容 売上拡大、新商品開発、IT活用、ものづくり、知財などのご相談に応じます。

申込み・問い合わせ先
一関商工会議所経営支援課 TEL 23-3434

7月号 お詫びと訂正

7面 新入会員紹介
(誤) ポーラ千萬ショップ
↓
(正) ポーラ千満ショップ

関係者の皆様にご迷惑をおかけしました事を深くお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

編集後記

▶8月といえば、花火や夏まつり！でしたが、今年は中止になり静かな夏となりました。皆様が健康で今年1年を過ごし、来年はたくさんのイベントが開催されれば良いと思います。(佐々木)

▶8月から経営支援課へ異動になりました。2年間の毎月の編集後記はすぐに思いつく月もあれば、何を書こうかなと悩む月もありました。会報の編集後記は今月で最後になります。会員の皆様のおかげで、新しい仕事を早く覚えたいと思います。(菅原(ゆ))

8・9月の働き方改革等無料相談会日程のご案内

— 雇用調整助成金等のご相談も！ —

- ① 一関会場(会場：当所本所)
8月12日(水)・26日(水)
9月2日(水)・9日(水)・23日(水)・30日(水)
- ② 大東会場(会場：当所大東支所) 8月19日(水)
- ③ 東山会場(会場：当所東山支所) 9月16日(水)

時間 10:00～12:00/13:00～16:00 (1事業所/1時間程度)

お問い合わせ・申し込み先
岩手働き方改革推進支援センター
(盛岡市仙北2-10-17 MSビル2号室)
TEL 0120-664-643 FAX 019-636-0936
当所HPに掲載の申込用紙にご記入の上、お申し込みください。

— (公社)一関地区法人会 オンラインセミナー案内 —

「社会人基礎力養成研修」

～4ヶ月遅れでも大切なことを学ぶ新入社員研修～

令和2年8月19日(水) 13:30～16:30

講師 (株)ポールスターコミュニケーションズ
代表取締役 北 宏志 氏

講座内容

1. 仕事ができる人とできない人の差が出るのはなぜか？
2. 社会人基礎力の土台となるもの
3. 社会人基礎力を養成する
4. 明日からのアクションプランを策定する

受講料 無料 **定員** 先着50名

申込方法 下記申込サイトよりお申し込みください。
【お申込み締切日：8月11日(火)】

主催 公益社団法人 一関地区法人会

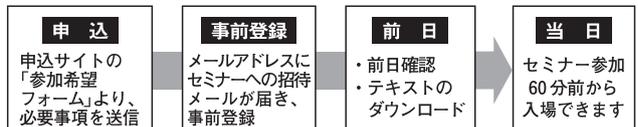
共催 一関商工会議所

お問い合わせ

(公社)一関地区法人会 TEL 0191-23-4243
webmaster@ichinoseki-hoj.jp

申込サイト <https://rod-m.com/0819/3251.html>

〈申込みからご参加までの流れ〉



持続化給付金のサポート会場は7月末をもって終了しました。

申請でお困りの際は、一関商工会議所本所・各支所までお問い合わせください。

人事異動

8月1日付(カッコ内は前所属)

・主事級 経営支援課 主事 菅原 優 (総務課主事)